

○紀南地方老人福祉施設組合老人保護措置費負担金徴収規則

(平成5年2月26日)
規則第2号

改正 平成10年6月15日規則第2号 平成17年4月1日規則第3号
平成17年4月28日規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、老人福祉法（昭和38年法律第133号以下「法」という。）第1条第1項第2号から第4号まで又は同第2項の規定により措置（以下「老人保護措置」という。）を取った場合における同法第8条の規定により、管理者が、老人保護措置を受けた者（以下「被措置者」という。）又はその主たる扶養義務者から徴収する費用（以下「負担金」という。）の額の決定及び徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で「主たる扶養義務者」とは、法第28条第1項に規定する扶養義務者であつて、原則として被措置者の出身所帯に属するもの（これに相当するものとして管理者が特に認定するものを含む）をいう。

(負担金額の決定)

第3条 管理者は、老人保護措置を決定した日から10日以内に法第28条第1項に規定する費用にかかる負担金の額の決定を行わなければならない。

- 2 管理者は、老人保護措置を受けている者に係る毎年度の負担額の決定を7月1日に行うものとする。但し、管理者が特に必要があると認めるときは、その都度これを行うことができる。
- 3 管理者は、第1項の規定により負担金の額の決定を行ったときは、速やかに別記第1号様式による負担金決定通知書を被措置者又は主たる扶養義務者に送付しなければならない。

(負担金の決定の基準)

第4条 負担金の額は、被措置者については別表第1の対象収入による階層区分によって定める費用徴収基準月額により算定した額とし、その主たる扶養義務者については別表第2の税額等による階層区分によって定める費用徴収基準月額により算定した額とする。

- 2 月の中途において老人保護措置又は老人保護措置解除された者の負担金の額は、日割計算とする。

(申告)

第5条 被措置者は、老人保護措置を受けた日から5日を経過する日までに、別記第2号様式による前年中の収入に関する収入申告書を管理者に提出しなければならない。

- 2 既に老人保護措置を受けている被措置者は、毎月3月15日までに前年中の収入の関する収入申告書を管理者に提出しなければならない。
- 3 前2項の規定により提出する収入申告書には、前年中の収入額及び必要経費の額を証明する書類を添付しなければならない。

(負担金の減免)

第6条 管理者は、被措置者又は主たる扶養義務者が次の各号に掲げる理由により負担金を納入することが困難と認められるときは、当該負担金の額を減免することができる。

- (1) 災害を受け、又は病気にかかったとき。
 - (2) 死亡したとき。
 - (3) その他やむを得ないと認められる事実の生じたとき。
- 2 前項の規定により負担金の減免を受けようとする者は、別記第3号様式による負担金減免申請書を管理者に提出しなければならない。

(負担金の納入延期)

第7条 管理者は、被措置者又は主たる扶養義務者が特にやむを得ない理由により納期限までに負担金を納入することが著しい困難であると認められるときは、納期限より1年以内に限り、当該負担金の納入を延期することができる。

- 2 前項の規定により負担金の納入の延期を受けようとする者は、別表第4号様式による負担金

納入延期申請書を管理者に提出しなければならない。

(納期限等)

第8条 負担金の納入通知書は、前月分を毎月15日までに発行し、納期限はその月の末日とする。

附 則 (平成5年2月26日規則第2号)

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年6月15日規則第2号)

この規則は、平成10年7月1日から施行する。

附 則 (平成17年4月1日規則第3号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年4月28日規則第4号)

この規則は、平成17年5月1日から施行する。

別記第1号様式

老人保護措置費負担金決定通知書

平成 年 月 日

様

紀南地方老人福祉施設組合
管理者 印

老人福祉法第11条の規定により、平成 年 月 日付けで措置された下記の老人ホーム入所者に係る負担金の額を、下記のとおり決定したから納付されたく通知します。

記

入所者氏名	
施設名	
負担金額	平成 年 月分 (日割計算) 円 平成 年 月分から月額 円
負担階層	階層
備考	
お知らせ	この決定に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、紀南地方老人福祉施設組合(管理者)に対し審査請求をすることができます。 審査請求書は該当する町を経由して提出して下さい。

※ 住所 …… 西牟婁郡白浜町中1652番地

別表1

養護老人ホーム被措置者
費用徴収基準
養護委託による被措置者

	対象収入による階層区分		費用徴収基準月額
	円	円	円
1	0	～ 270,000	0
2	270,001	～ 280,000	1,000
3	280,001	～ 300,000	1,800
4	300,001	～ 320,000	3,400
5	320,001	～ 340,000	4,700
6	340,001	～ 360,000	5,800
7	360,001	～ 380,000	7,500
8	380,001	～ 400,000	9,100
9	400,001	～ 420,000	10,800
10	420,001	～ 440,000	12,500
11	440,001	～ 460,000	14,100
12	460,001	～ 480,000	15,800
13	480,001	～ 500,000	17,500
14	500,001	～ 520,000	19,100
15	520,001	～ 540,000	20,800
16	540,001	～ 560,000	22,500
17	560,001	～ 580,000	24,100
18	580,001	～ 600,000	25,800
19	600,001	～ 640,000	27,500
20	640,001	～ 680,000	30,800
21	680,001	～ 720,000	34,100
22	720,001	～ 760,000	37,500
23	760,001	～ 800,000	39,800
24	800,001	～ 840,000	41,800
25	840,001	～ 880,000	43,800
26	880,001	～ 920,000	45,800
27	920,001	～ 960,000	47,800
28	960,001	～ 1,000,000	49,800
29	1,000,001	～ 1,040,000	51,800
30	1,040,001	～ 1,080,000	54,400
31	1,080,001	～ 1,120,000	57,100
32	1,120,001	～ 1,160,000	59,800
33	1,160,001	～ 1,200,000	62,400
34	1,200,001	～ 1,260,000	65,100
35	1,260,001	～ 1,320,000	69,100
36	1,320,001	～ 1,380,000	73,100
37	1,380,001	～ 1,440,000	77,100
38	1,440,001	～ 1,500,000	81,100
39	1,500,001円以上		150万円超過額×0.9÷12月+81,100 (100円未満切捨て)
備考：上表にかかわらず、平成11年7月から平成12年6月までの暫定措置として、140,000円を当該費用徴収基準月額の上限とする。			

別表2

扶 養 義 務 者 費 用 徴 収 基 準

税額等による階層区分		費用徴収基準月額	
A	生活保護法による被保護者(単給を含む)	0 円	
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税の者	0	
C 1	A階層及びB階層を除き前年分の所得税非課税の者	当該年度分の市町村民税所得割非課税(均等割りのみ課税)	4,500
C 2		当該年度分の市町村民税所得割課税	6,600
D 1	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税の者であって、その税額の年額区分が次の額である者	30,000円以下	9,000
D 2		30,001 ~ 80,000	13,500
D 3		80,001 ~ 140,000	18,700
D 4		140,001 ~ 280,000	29,000
D 5		280,001 ~ 500,000	41,200
D 6		500,001 ~ 800,000	54,200
D 7		800,001 ~ 1,160,000	68,700
D 8		1,160,001 ~ 1,650,000	85,000
D 9		1,650,001 ~ 2,260,000	102,900
D 10		2,260,001 ~ 3,000,000	122,500
D 11		3,000,001 ~ 3,960,000	143,800
D 12		3,960,001 ~ 5,030,000	166,600
D 13		5,030,001 ~ 6,270,000	191,200
D 14		6,270,001円以上	その月におけるその被措置者にかかる措置費の支弁額

別記第2号様式

収 入 申 告 書

平成 年 月 日

紀南地方老人福祉施設組合管理者 様

氏 名 印
(M・T・S 年 月 日生)

私の平成 年中の収入について下記のとおり申告します。

○入所施設名 (特養、養護)				◎養護入所者のみ記入 () 人部屋入居	※組合 記入欄
項		目		金 額	
収 入	年	年金名			
		記号番号		円	
	金	年金名			
		記号番号		円	
入		年金名			
		記号番号		円	
		財産収入 ()		円	
		その他収入 ()		円	
		小計 ①		円	
必 要 経 費	租 税	所得税		円	
		住民税		円	
		国保税		円	
		医療費		円	
		その他必要経費 ()		円	
		小計 ②		円	
		対 象 収 入 ①-②		円	

◎どなたかの扶養に入っている場合は、その方の氏名の記入をお願いします。

・氏名 () ・続柄 ()

※組合記入欄

ケース番号		
登録番号		
決定階層区分		階層
決定費用徴収額		円